

SEINENHORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N636
2024・2・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷ビル5階
☎ 03 (5366) 1131(代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

- 安保法制違憲訴訟・仙台高裁判決について…………… 広田次男
食品製造会社の高齢者の心臓死に逆転労災認定…………… 尾林芳匡
ノーモア・ヒバクシャ訴訟の成果と今後の課題…………… 森 孝博
新刊|旧刊「原爆とたたかい続けて」編集委員会〔編〕
『原爆とたたかい続けて 東京の原爆症認定訴訟』…………… 中村尚志
〈シリーズ：憲法と私⑬〉
私と労働…………… 中村絨己
新人ガイダンス実施のご報告…………… 並木陽介
【議長トーク】
「70周年記念イベントにご参集ください」…………… 笹山尚人



Japanese white-eye

食品製造会社の高齢者の心臓死に逆転労災認定

東京 尾林 芳匡

労働保険審査会は二〇二三年二月十七日付で、食品製造会社の製造担当者(当時七二歳)の心臓死を過労死と認め、青梅労働基準監督署長の不支給処分を取消す裁決をしました。

(審査委員…植木敬介・比佐和枝・高さやか)

1 事件のあらまし

被災者は昭和二十四年生まれで、二〇二〇年七

月二十八日に職場で心筋梗塞を発症し、八月二三日に死亡しました。当時七二歳でした。労災保険の請求人は妻です。事業所は、東京都西多摩郡瑞穂町の食品製造会社です。被災者の作業は、業務用のガス式調理器の操作で、これは一周で五六個の厚焼き卵を焼いて製造できるものです。ガスを点火すると作業場から離れられず、装置の付近は室温と比べても高温になり、長時間にわたり熱に

さらされる作業環境です。

被災者は二〇〇三年七月に採用され、厚焼き卵の製造作業に従事してきましたが、二〇二〇年七月二十八日、作業中に腰や首の痛みを訴え作業を中止し、意識を失い、救急搬送され、八月三日に死亡しました。「心室細動」と診断されました。

青梅労基署に労災申請しましたが、二〇二一年七月に不支給処分となり、東京労働局労働者

発症直前の時間外労働時間

1 月前	2 月前	3 月前	4 月前	5 月前	6 月前
70 : 01	09 : 35	19 : 40	45 : 08	55 : 20	60 : 29

発症直前の労働時間

	始業	終業	拘束時間	実労働時間
7/19 (日)	7 : 46	22 : 47	15 : 01	14 : 01
7/20 (月)	7 : 46	20 : 18	12 : 32	11 : 32
7/21 (火)	7 : 46	24 : 40	16 : 54	15 : 54
7/22 (水)	7 : 46	21 : 49	14 : 03	13 : 03
7/23 (木)	7 : 46	21 : 45	13 : 59	12 : 59
7/24 (金)	7 : 46	20 : 19	12 : 33	11 : 33
7/25 (土)				
7/26 (日)	7 : 46	22 : 03	14 : 17	13 : 17
7/27 (月)	7 : 46	14 : 09	6 : 23	6 : 23
7/28 (火)	7 : 46	12 : 17	4 : 31	4 : 31

災害補償保険審査官も審査請求を棄却したため、労働保険審査会に対し再審査請求をしていたところ、逆転で不支給処分取消裁決がなされたものです。

2 特徴的な判断

(1) 被災者の発症直前の労働時間

被災者の発症直前の時間外労働時間は、左の表の通りで、いわゆる過労死ライン(直前1か月10

〇時間、二、六月のいずれかの平均八〇時間)に達しません。

しかし発症直前に厚焼き卵の増産が命じられ、表の通り労働時間が急増していました。

認定基準では、「発症前1か月間より短い期間のみに過重な業務が集中し、それより前の業務の過重性が低いために長期間の過重業務とは認められないような場合には、発症前一週間を含めた当該期間に就労した業務の過重性を評価する」とさ

れており、審査会は次のように労働時間の急増を評価しました。

「会社は、取引上のトラブルが原因で大量の卵が余る事態となったため、発症日の九日前である令和二年七月一九日から、従前に比べて二・五倍程度の大量の厚焼き卵を製造しなければならなくなり、さらには、大量製造を始めた直後、厚焼き玉子製造機が何度も故障したため、被災者は、深夜労働や休日労働により、作業の遅れを取り戻すことを余儀なくされ」この結果、労働時間は「七月一七日までは一日九時間二五分程度であったものが、同月一九日には始業時間が二時間早くなり、深夜に及ぶ労働も行われ(同月二六日)、労

働時間は多い日には一五時間五四分(七月二日)

にも達し、週休日である同年七月二日と同月二八日の火曜日に、休日出勤を余儀なくされた」ことが認められるから「大量製造を始めた同月九

日から本件疾病発症前日の同月二七日までの九日の過重性を評価する」「同月一九日から本件疾病発症前日までの九日間の労働時間は休日一日を含めて九八時間四二分となる。実際に労働した八日間の一日あたりの労働時間は二時間二〇分となる」「勤務間インターバルをみると、一時間以下

となっている日が五日認められ、このうち三日は連続している」というものです。

(2) 作業環境

心臓死について暑熱環境をどう評価するかについて、熱中症防止の指針の暑さ指数(WBGT基準値)を参考にする旨の判断を示しました。「熱中症の前段階若しくは要因の一つである脱水状態が、本件疾病発症の要因となり得る」から負荷要因を検討するに際し、「作業時の暑熱環境による脱水傾向等の身体的負荷の程度を推定する客観的指標の一つとして、WBGT基準値を用いるのは合理的である」というものです。

a 「作業時の服装」として「衛生管理を徹底する必要から、全身を覆う作業衣を着用」「白衣の上下に加えて、二重の帽子、軍手の上にゴム手袋、不織布マスク、エプロンにより、手先だけでなく、

頭部顔面を含む全身を覆った」衣服であったこと、

b「加熱室の暑熱状況」も「発症前九日間の……気

象データからは、最高気温が二五℃を超える日が八日、そのうち、最高気温が三〇℃を超える日が

三日間、その他の日も二六℃以上であること」か

ら「加熱室における十分な暑熱対策が必須であった」のに「三〇℃から四〇℃以上の温度で、多量の

発汗を伴う暑熱下の環境での作業であった」とし、

「会社が提出した温度管理表の測定値を正しいものとしてWBG T簡易推定図に沿ってWBG T値

を測定すると……推定されるWBG T値は三二℃から三三℃となり、危険域に達していること」か

ら「作業場における暑熱環境は著しいものであった」としました。c「事業場における暑熱対策」も

不十分で、増産で「暑熱対策が強化された形跡は認められない」としました。

「衣服環境、作業場である加熱室の暑熱環境、および事業場における暑熱対策を総合的に判断す

ると、被災者は、七一歳という高齢にもかかわらず、熱中症の危険も高くなり、大量の発汗を生じ

る暑熱環境下で、対処が不十分なまま、脱水傾向を伴う強い身体的負荷の下で作業を余儀なくされ

ていた」と認めました。

(3) 素因の検討もした上で、審査会は結論として

「被災者の本件疾病の発症及び死亡は業務上の事由によるものと認められる」としました。

3 本件の意義

(1) 労災保険給付による遺族の救済を実現したことです。

(2) 心疾患の労災認定基準における時間外労働時間数の目安に満たない件について、九日間の短期間の過重労働を正面から認め、同種事件の参考になります。

(3) 作業時の服装、加熱室の暑熱状況、事業場における暑熱対策の不足等の作業環境の負荷要因を重視した。熱中症防止要綱のWBG T値を、熱中症事案ではないが脱水傾向等の身体的負荷の程度を推定する客観的指標として採用しました。暑熱な環境の判断の参考になります。

(4) 就労拡大の政策がとられている高齢の労働者の過労死について、現役世代と同一の認定基準を適用しつつ、被災者が七一歳と高齢であること負荷の評価の上で重視して救済しました。高齢者の労働が拡大しているもつで、意義のあるものです。

「NOMORE 原発公害市民連絡会」ご案内とお願いについて

東京 笹山 尚人

今般、青法協本部にお願いして「青年法律家」本号に「NOMORE 原発公害市民連絡会」ご案内とお願い」という書面を同封させていただきました。

「NOMORE 原発公害市民連絡会」は、原発事故賠償問題についての最高裁闘争に関わる市民運動団体ですが、私のほか議長経験者などの会員が賛同人に名前を連ねており、同団体も参加する運動は、今年の秋に開催する「人権研究交流集会」の分科会の一つ、「原発問題の現状を考える」の内容にもなります。

今回の書面は、全弁護士宛FAX送信を通じ弁護士会員の皆様のお手元には届いているかと存じますが、改めて、すべての会員諸氏にご検討いただきましたこと同封した次第です(弁護士の皆様となつていますが、この団体には弁護士以外の参加も大募集中です！)。

ノーモア・ヒバクシャ訴訟の 成果と今後の課題

東京 森 孝博

一 原爆症認定集団訴訟とノーモア・ヒバクシャ訴訟

(1) 厚労省の異常に厳しい認定行政のため、被爆者による原爆症認定申請のほとんどが切り捨てられてきました(二〇〇一年当時の認定率は約〇・八八%)。こうした認定行政の抜本的改善を求め、申請を却下された被爆者が、二〇〇三年四月一七日以後、全国各地の裁判所で却下処分取消しを求める集団訴訟(原爆症認定集団訴訟)に立ち上がりました。

二〇〇六年五月二日の大阪地裁判決、同年八月四日の広島地裁判決での全面勝訴を皮切りに、全国各地の裁判所で相次いで被爆者が勝訴しました。そして、二〇〇九年八月六日、麻生太郎総理大臣・自民党総裁(当時)と被爆者代表との間で「原爆症認定集団訴訟の終結に関する基本方針に係る確認書」を取り交わし、その第四項で「厚生労働大臣と被団協・原告団・弁護士は、定期協議の場を設け、今後、訴訟の場で争う必要のないよう、この定期協議の場を通じて解決を図る」ことに合意しました。

(2) しかし、厚労省は、裁判所が認めた残留放射線や内部被曝を軽視あるいは無視する態度を改めようとしなかったため、原爆症認定集団訴訟の終結後、全国七カ所の裁判所で二〇〇名の被爆者

が原告となって再び集団訴訟(ノーモア・ヒバクシャ訴訟)に立ち上がることになりました。

このノーモア・ヒバクシャ訴訟を通じて、二〇一三年二月一六日に厚労省の原爆症認定基準(「新しい審査の方針」)を一部改定させるとともに、全ての訴訟が終了した二〇二三年九月までの間に、三五の地裁と高裁での判決を通じて約七七%の原告の勝訴(自庁取消を含む)を確定させました。

この点に関して、二〇二三年一月二五日にノーモア・ヒバクシャ東京訴訟の記録集を刊行しました。長崎弁護団の中村尚志弁護士の書評とともに紹介させていただきますので、ご一読いただければ幸いです。

二 今後の課題と取り組み

もっとも、司法判断と行政判断との間にある乖離の解消、裁判によらない解決制度の実現、原爆症認定制度の抜本的改正(距離や入市時間による線引きの撤廃など)には至っていません。それらの実現を求め、二〇二四年一月二九日、日本被団協、原告団及び弁護士は、一回目となる厚労大臣との定期協議に臨みましたが、厚労省はゼロ回答に終始しました。

原爆投下から七八年以上が経過した今日、被爆者の高齢化がいつそう進み、これ以上裁判で被爆

者を苦しめることは人道上也許されません。ノーモア・ヒバクシャ訴訟の成果を活かして、原爆症認定の問題が根本的に解決されるまで今後も運動を継続する決意です。

新刊・旧刊

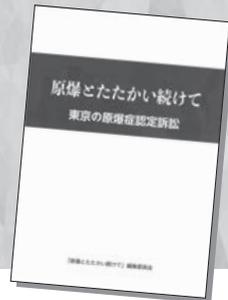
「原爆とたたかい続けて」編集委員会(編)

『原爆とたたかい続けて』

東京の原爆症認定訴訟

原爆症認定訴訟長崎弁護士

中村 尚志



います。

本書は、全国一七か所の裁判所で提訴された原

爆症認定集団訴訟、その後の全国七か所の裁判所で提訴されたノーモア・ヒバクシャ訴訟における、東京訴訟のたたかひの記録です。

原爆症認定制度について、馴染みのない方もいらつしやると思いますので簡単に説明すると、一九四五年八月に広島と長崎に投下された原子爆弾による被爆者の方が、ある疾病に罹患したときに、その疾病が原爆放射線によるものであることを国が認定する制度です。国による原爆症の認定率は極めて低く、国は被爆者を切り捨ててきました。これに対して、国の原爆症認定行政の抜本的な改善を図り、かつ、原子爆弾・核兵器の非人道性を原爆放射線の人体影響を通して明らかにして核兵器の廃絶を目指したのが、原爆症認定集団訴

訟とそれに続くノーモア・ヒバクシャ訴訟です。

本書では、原爆症認定訴訟の歴史、訴訟の目的、被爆者である原告の方々の壮絶な被爆体験やその後の苦しみ等についての証言、ノーモア・ヒバクシャ東京訴訟の経過、原告側の医学的意見書の作成や証人尋問に協力いただいた医師団の活躍などが、詳細に、かつ、分かりやすく記載されています。私としては、特に、医師団の方々が寄稿されている部分について、国側の医学的意見書や専門家証人を打ち破るべく膨大な調査や準備を行ったこと、医師の方々の訴訟に対する思いなど、普段弁護士としてなかなか分からない部分を知ることができ、貴重なものと感じました。本書は、東京訴訟に関わった全ての方々の思いが込められたもので、記録集として後世に残すべきものと思

また、ノーモア・ヒバクシャ訴訟の全国での原告勝訴率は約七七%となっておりますが、東京訴訟に限ってみれば、原告勝訴率は一〇〇%です。私も長崎での訴訟に弁護士として関わってききましたが、自身の経験として、この勝訴率一〇〇%は驚きの数字です。原爆症の認定訴訟では、原告の方々の中には、立証の観点等から弁護団の認識として勝訴は一筋縄ではいかないと予測される方がおられますが、それを乗り越えて一〇〇%の勝訴を達成されており、東京訴訟に関わってこられた原告の方々、弁護士、医師団の粘り強い活動と奮闘に頭が下がります。この勝訴率一〇〇%を勝ち取った理由の一端が本書を読めば分かります。これらは、原爆症認定訴訟に限らず、私たち弁護士が、依頼者の権利救済のために訴訟に臨むにあたって「かくあるべき」という姿勢・指針として、必ずや参考になると思います。

〈注文先〉

一般社団法人東友会

電話：03-5842-5655

FAX：03-5842-5653

Email: t-hibaku@gaea.ocn.ne.jp

シリーズ
憲法と私 ⑬

私と労働

東京 中村 紘己

本 年(二〇二四年)一月より東京南部法律事務所にて勤務を始めました、司法修習七六

期中村紘己(こうき)と申します。この原稿を書いている現在は勤務開始数日なので、念願かなって弁護士になれたという高揚感とこの先大丈夫だろうかという不安とで、浮いたり沈んだりしつつ、毎日過ごしております。

さ て、私が法律家を志すと決めたのは一〇才、小学五年生のころでした。理由は単純、ドラマ『HERO』の主人公、久利生公平検事がカッコいい！と、子供ながらに思ったからです。ドラマを見て以来、冬はダウンジャケットで過ごした小学生時代でした。

そんな私がダウンジャケットを脱ぎ捨て、弁護士として働くまでに一つ転機がありました。それは社会人になった友人たちが、次々にハラスメン

トにより体を壊していく様子を目の当たりにしたことです。

私の中学校からの親友は、過労と上司のパワーハラスメントで、うつ病になりました。いつも自信满满で、自分の弱みを見せないエリートである彼から、泣きながら電話がかかってきた瞬間は、今でも忘れられません。

直後、私の従弟は職場でいじめに遭ったことで、メンタルを壊す直前まで追い込まれたために会社を退職しました。就職先は北陸有数の会社であり、大学を挙げて彼の特集記事が組まれるほど、皆に期待されていた社会人生活でした。

これらを目の当たりにして、私の父も大手企業でいじめに遭い、五年間休職することになったことを思い出しました。

このとき私は小学校に上がる前で、父が精神を壊して動けなくなっている程度しか理解してい

ませんでした。ですが、布団にくるまってうずくまる父やストレスが溜まって辛そうな母の姿は大人になっても覚えておりました。大学院一年目の秋でした。この瞬間が、検事ではなく、労働者のために闘える弁護士になろうと決意したときでした。

弁護士になった今に原点を振り返ると、改めて労働者の保護の必要性を感じます。また、前記のとおり労働者個人は脆いものなので、いざとなったときに個人を保護し会社と相対してくれる集団、すなわち労働組合は非常に重要なものであると感じます。

憲 法は、第二七条において労働基本権を定めています。同条は、資本主義の発達の過程に伴い、労働者の失業や劣悪な環境下での酷使が横行し、労働者に人間に値する生活を実現することを目的として制定されました。

まったく対等ではない個人と会社の関係性を規律し、個人(労働者)の保護を図ることは、現代社会において個人の尊重を実現させるために不可欠な要素に思います。そのための一助になれるよう、弁護士として力を尽くそうと思います。

蛇 足になりますが、私は七六期司法修習生として修習中、司法修習生フォーラム(旧七

月集会)に取り組みました。分科会のテーマは消費者問題です。具体的にはデジタルプラットフォームマーの法的責任です。

かかる消費者問題と労働問題は、契約自由の下で顕在化する当事者同士の力関係の差・不平等、

いくなれば弱肉強食の関係をいかに乗り越えるかという問題に取り組み点で似ていると感じます。

私は、究極的には契約自由の下での当事者間の不平等を解消することを目指したい、そのために弁護士として働きたいのだと思います。弁護士と

して働き始めた今、研修中の身であっても日々勉強不足を実感するばかりです。ですが、この言葉が嘘にならぬよう、誠心誠意頑張る思いでおります。

皆様、今後とも、宜しくお願い致します。

新人ガイダンス実施のご報告

1/25 開催

東京 並木 陽介

一 月二五日に新人ガイダンスを実施しました。

メイン講演は、伊久間勇星会員(東京)による「青法協での学びと挑戦」です。自身の修習生時代と弁護士登録後の経験に基づいて、様々な人権課題に触れること、人権課題に多くの経験を持つ先輩から話を聞けること、全国各地で行われる総会・常任委員会でおもしろいものが食べられることなど、個人的見解も交えて青法協の魅力を語ってもらいました。また、ドロップボックスや電子書籍のサブスクなど、弁護士業務を行うに際して

使うと便利なツールの紹介や、お勤めの実務本の紹介など、新人の皆さんの参考になるお話もして頂きました。

✕ イン講演に続いては、憲法委員会、修習生委員会、国際委員会、広報委員会からそ

れぞれの活動内容の紹介を、人権研究交流集会(二月二三〜二四日)については同実行委員会本部事務局長の上野格会員(東京)からメイン企画と分科会の内容の紹介を行いました。最後に、三月八〜九日の春の全国ミーティング in 神戸、四

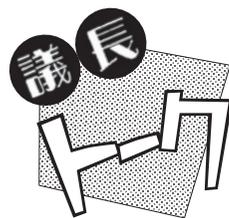
月五日の青法協創立七〇周年記念行事、六月二五〜三〇日の定時総会 in 北海道などの行事を案内して終わりました。

七

六期の新人の皆さんは、全国から一一人(うち二人がウエブ参加)の参加があり、熱心に聞いてくれました。残念ながら参加できなかった七六期の

皆さんもおりましたが、新しく入会してくれた皆さんの力も加え、ますます力強く人権活動を展開できればと思います。





「70周年記念イベントにご参集ください」

現在、執行部は、七〇周年記念行事の実現に注力しております。二〇二四年四月五日、東京の学士会館にて行います。午後、パネルディスカッションなどを行い、夜はパーティーです。

いや、私も、五の倍数とかで大きな行事して、結論の見えない議論をして、普段食べない食事して……、そんなイベントになんの意味があるのかなと思ってたこともあったのです。

ただ今回の七〇周年のイベントには大きな意味があると思うのです。

こうした周年行事って、普段忙しくて、落

ち着いて自分の来し方、これから、を考える余裕もないので、団体の活動を振り返って、懐かしがったり、旧交を温めたりする中で、よしがんばろう、自分もこれから先輩たちの業績を汚さない程度のことではできるかもって思うじゃないですか。それだけでも意味はあると思うのです。でも今回はそれだけじゃない。

今回のイベントを準備するに当たり、内藤功先生を訪問し、青法協が創立された一九五四年の当時のことをうかがいました。そして内藤先生が行った「恵庭事件」の弁論が収録されている書籍をいただき、読んだのです。

あまりに今とそっくりじゃないか？ いや今はもつとこの状況が深化していないか？

青法協がなんのために創立されたのか。それは設立趣意書に集約されているけれど、その心を今の情勢に照らして、つかみなおすべきではないか。それであれば、私たちがいま取り組んでいる様々な人権課題の取り組みも、「公益」の名のもとに押しつぶされるんじゃないか。

そして、私たち青法協が、ほかの法律団体

と異なる特徴は何か。現役の若手世代がこれまでの常識にとらわれず、憲法の理念を深化させる活動に取り組んでいること、それを修習生やロー生、学生といったさらに後継の世代に伝えて広げていく活動をもっとも具体的にに取り組んでいること、ではないか。そんな今の取り組みを共有し、それをさらに後継の世代に広げていく展望を、そのための具体的な仕掛けの提起が必要ではないか。それをもつて世の中に、「日本国憲法に拠って立つ社会って、素敵だね」を広げていくことこそ、巨大大で横暴でなんでもありの力を用いて、平和への願いを、人々の暮らしを、たとえ少数であろうとも大切な思いを抱える人の思いを、壊していこうとする勢力に対抗する道ではないか。それが創立者たちの願いを、今の世の中で具体化することではないか。

そんな特別な思いを込めて、七〇周年行事を準備しています。多くの会員の皆様のご参加を、心よりお願いいたします。

（青法協弁学台同部会議長 笹山尚人）

神戸で会いましょう!

青法協弁学合同部会は、後記の要領で第四回拡大常任委員会(春の全国ミーティング・兵庫県)を行います。常任委員以外の方も奮ってご参加下さい。

記

日 時 二〇二四年三月八日(金) 一三時〜九日(土) 一二時(予定)

場 所 兵庫県神戸市内

特別講演 「憲法を巡る情勢と活動上重視すべきポイント」(仮)

講師：塚田哲之(神戸学院大学教授・青年法律家協会元議長)

憲法委員会企画講演 「政治とカネの問題 議会制民主主義の実現を求めて」(仮)

講師：上協博之(神戸学院大学教授・青年法律家協会元議長)

地元企画 「少年事件〜少年A、記録の廃棄事件など」 報告：野口善國(弁護士)

若手弁護士実務講座 「子どもの権利を守るための活動の意義

〜子どもシェルター、いじめ第三者委員会、少年事件などを通じて」 報告：國富さとみ(会員)

オブシヨナルツアー 「祈りの杜 福知山線列車事故現場」 ガイド：津久井進(弁護士)

※詳細は別途送付の常任委員会のご案内をご参照頂くか、弁学合同部会本部事務局までお問い合わせ下さい。



今後の日程

常任委員会 (全国ミーティング)

*第4回(春) 3月8日(金) ~ 9日(土) 兵庫県

第55回定時総会 6月29日(土) ~ 30日(日) 北海道

青年法律家協会 70周年記念企画

4月5日(金) 東京
第18回人権研究交流集会 11月23日(土)・24日(日) 東京

各委員会の日程

オンラインでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

憲法委員会 3月12日(火) 15時〜 3月27日(水) 10時半〜

修習生委員会 3月4日(月) 10時半〜

広報委員会 3月26日(火) 18時〜

編集後記

▼映画「ダークウオーターズ」や「毒の水」で話題になっているPFAS。ネット上では、有機フッ素化合物(PFAS)の毒性には両論あるが、アメリカのEPAは、昨年PFOAとPFOSについて各4ng/Lとする基準案を提示している。避けておいた方が無難なので、だいぶ前からテフロン加工のフライパンは使わないようにしている。唯一、卵焼き器具だけが残り続けていたが、先日、これもステンレスに変えてみた。こびりついて失敗しやすいかと思っていたが、意外に大丈夫できれいに焼くことができた。▼日本の水道水にもPFASが入っている。東京都水道局は、PFOSとPFOAの合計数値を測定して公開しているが、区部のうち、世田谷など一部を除くと、ほとんどが「5ng/L未満」という表記であったため、具体的数値はあるのかを水道局に聞いてみた。回答では、5ng/L以下は保有している検査装置では測定できないのだそうである。日本の暫定目標値は「PFOS及びPFOAの量の和として50ng/L以下」とされている。未規制の化学物質もまだまだあるのだろうか。(高木宏行)